

医療機関等にかかるとき

窓口負担の割合(医療費の自己負担)

- 医療機関等での窓口負担割合は1割・2割・3割のいずれかです。(図1、図2で判定します)
- 窓口負担割合は、8月から翌年7月までを年度(区切り)とし、毎年8月にその年度の課税所得〔注1〕(前年1月から12月までの収入に係る所得)等によって判定されます。
- 一人でも高い負担割合の被保険者がいる世帯は、世帯の被保険者全員が高い負担割合に統一されます。
- 一人でも高い負担割合の被保険者が加入した世帯は、世帯の被保険者全員が高い負担割合に統一されます。
- 被保険者や世帯員の異動(転入、転出、死亡など)により変更になる場合があります。

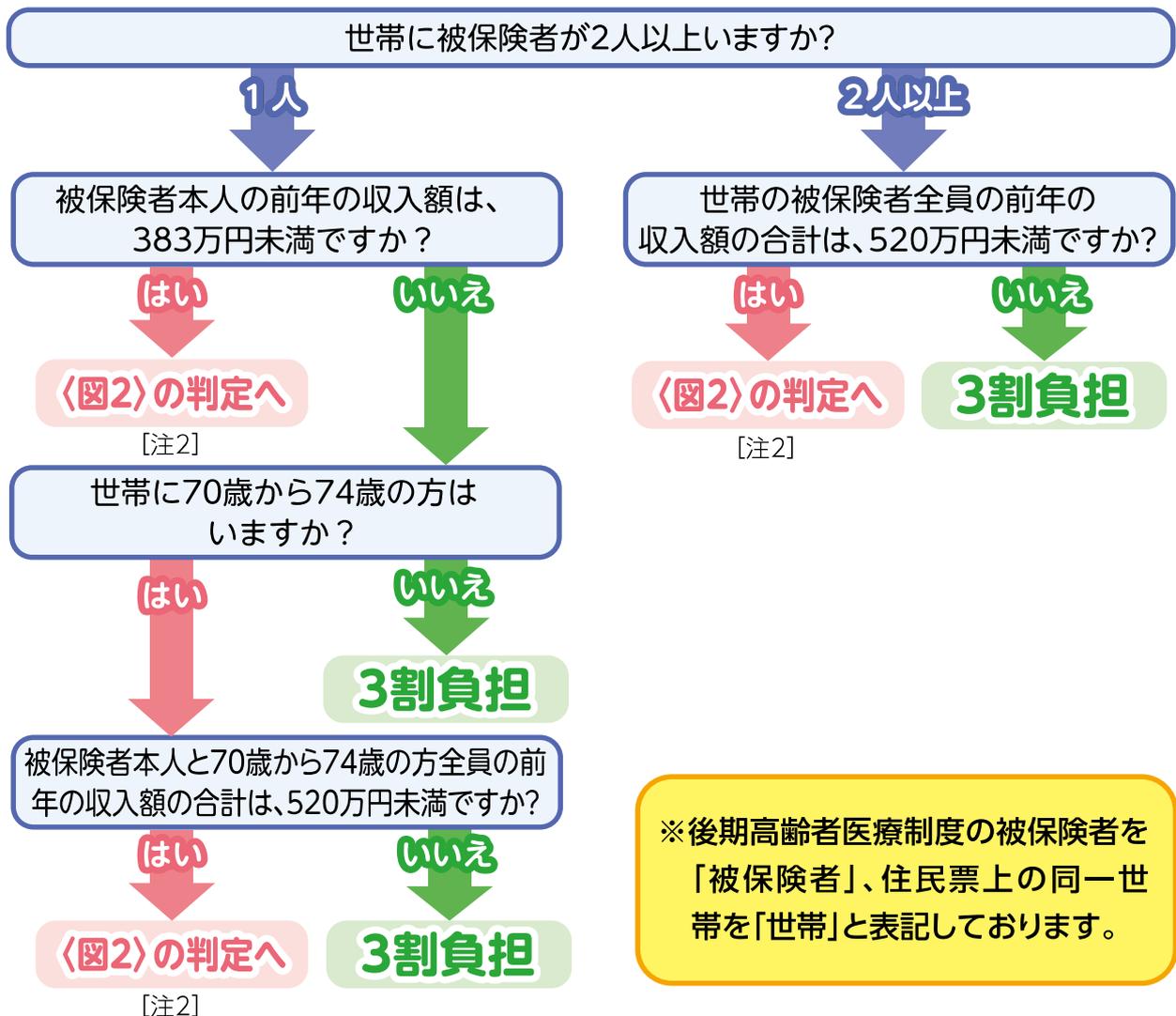
〈図1〉3割負担の判定方法

課税所得〔注1〕が**145万円以上の被保険者が**

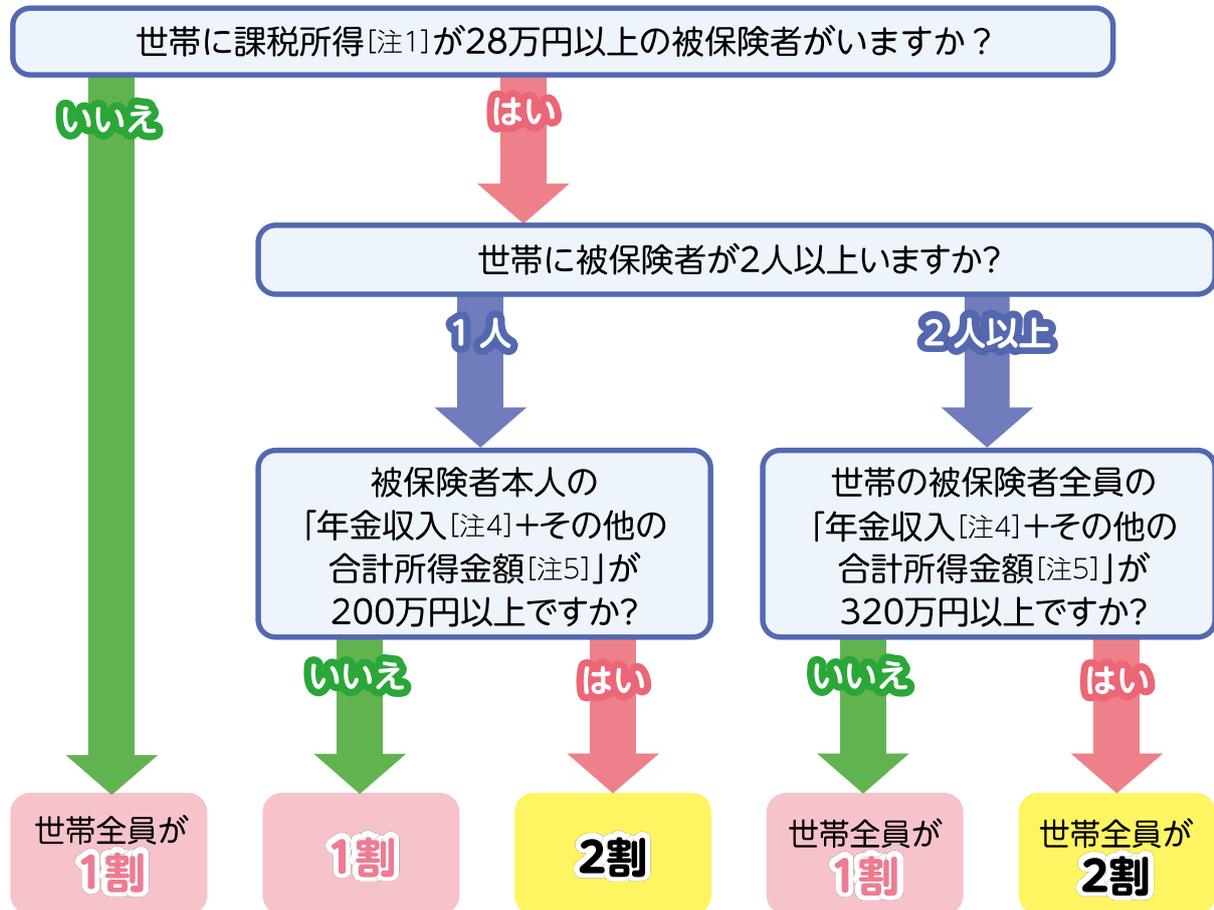
いない世帯 → 〈図2〉の判定へ

いる世帯 → **3割負担**〔注3〕

ただし、判定により3割負担となった方について、収入が一定基準額未満の場合、申請〔注2〕により〈図2〉の判定に進み、1割または2割負担になります。その場合の判定の流れは以下のとおりです。



〈図2〉 1割・2割の判定方法



※住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

〔注1〕 課税所得とは、住民税の所得割額（税率10%）を算出するための金額で、以下の式で求められます。

課税所得＝所得金額－所得控除

所得金額＝収入金額－必要経費

※所得控除とは、医療費控除、扶養控除、社会保険料控除、基礎控除（所得金額が2,400万以下なら43万円）等のことです。

※必要経費とは、給与所得控除、公的年金等控除等のことです。

住民税の通知に「住民税課税所得」、「課税標準」、「課税される所得金額」と記載されている場合もあります。確定申告書では確認できませんのでご注意ください。

令和3年12月31日現在で、世帯に19歳未満の世帯員がいる世帯主である被保険者は、課税所得から、さらに調整額が控除される場合があります。

〔注2〕 該当すると思われる方には、お住まいの市区町村から「基準収入額適用申請のお知らせ」をお送りしています。また、住民税窓口からの情報をもとに収入額が確認できた場合に、申請を不要とすることがあります。

〔注3〕 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者については、課税所得145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額（総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額）」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、〈図2〉の判定に進みます。

〔注4〕 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

〔注5〕 「その他の合計所得金額」とは、年金所得以外の所得の合計額で、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。